日調連発第３２６号
平成２２年１２月９日

各土地家屋調査士会長　　殿
連　合　会　役　員　　殿

日本土地家屋調査士会連合会長

法務省民事局民事第二課長通知の送付について（通知）

法務省民事局民事第二課長から法務局民事行政部長及び地方法務局長あて下記の通知が発せられましたので、参考のため通知します。

記

平成 22 年 12 月 1 日付け法務省民二第 3015 号　法務省民事局民事第二課長通知
「「委任の終了」を登記原因として認可地縁団体に所有権の移転の登記をすることの可否について（通知）」

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第３０１５号
平成２２年１２月１日

法務局民事行政部長　殿
地方法務局長　殿
（水戸を除く）

法務省民事局民事第二課長

「委任の終了」を登記原因として認可地縁団体に所有権の移転の登記をすることの可否について（通知）

標記について，別紙甲号のとおり水戸地方法務局長から当職あて照会があり，別紙乙号のとおり回答しましたので，この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

別紙甲号

東京法務局	平成２２年11月17日
経　由	第 439 号受付

２登不９第１２４２号
平成２２年１１月１７日

法務省民事局民事第二課長　殿
（東京法務局長経由）

水戸地方法務局長

「委任の終了」を登記原因として認可地縁団体に所有権の移転の登記をすることの可否について（照会）

認可地縁団体（地方自治法第２６０条の２第１項の規定により認可を受けた地縁団体をいう。以下同じ。）の代表者が所有権の登記名義人となっている不動産（以下「本件不動産」という。）について，下記の登記が申請された場合は，これを登記して差し支えないと考えますが，下記２の判決では，すべての相続人（登記義務者）の登記の申請意思を擬制することができないので，当該申請に基づく登記はすることができないとの意見もあり，いささか疑義がありますので，照会します。

記

1　本件不動産の登記名義人である当該認可地縁団体の代表者は，既に死亡している。

2　当該認可地縁団体が原告となり，当該代表者の相続人のうち一部の相続人を被告として，本件不動産について，「委任の終了」を登記原因とする所有権の移転の登記を求める訴訟が提起され，これを認容する判決が確定した。

3　今般，申請情報と共に当該訴訟の判決書の謄本を提供して，当該認可地縁団体から，「委任の終了」を登記原因として，当該認可地縁団体を登記権利者とする所有権の移転の登記が申請された。

法務省
22.11.24
第1684号
民事局民事第一課

別紙乙号

機密性２　完全性２　可用性２

法務省民二第３０１４号
平成２２年１２月１日

水戸地方法務局長　殿

法務省民事局民事第二課長

「委任の終了」を登記原因として認可地縁団体に所有権の移転の登記をすることの可否について（回答）

本年１１月１７日付け２登不９第１２４２号をもって照会のありました標記の件については，貴見のとおりと考えます。